

観光振興事業費補助金交付要綱（MICE誘致・開催促進事業）

令和6年4月9日 観参第8号
令和7年2月4日 観参第605号
令和8年4月6日 観参第1号

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、世界有数の「MICE開催国」の実現に向けて、MICE施設における受入環境の整備及び全国のコンベンションビューロー等の受入体制強化に要する経費の一部を国が補助することにより、我が国各都市のMICE誘致の国際競争力の強化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）」とは、前条の目的を達成するため、次号に掲げる事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「補助対象事業」とは、MICE誘致・開催促進事業に必要な事業等をいう。
- 三 「補助対象事業者」とは、観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
- 四 「MICE」とは、企業系会議（M：Meeting）、企業の報酬旅行（I：Incentive Travel）、国際会議（C：Convention）、展示会・見本市・イベント等（E：Exhibition/Event）の総称をいう。
- 五 「MICE施設」とは、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律施行規則（平成六年運輸省令第三十八号）第四条の基準を満たす会議場施設等をいう。

（交付の対象等）

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。

2 この補助金の補助対象事業者、補助対象経費及び補助率は、別紙2に定めるものとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1-1又は様式第1-2による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）交付申請書」（以下「交付申請書」という。）及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）の消費税額の取扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して様式第1-1又は様式第1-2による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該

補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第6条 大臣は、前条第一項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第3による「観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第4による「観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）交付決定変更申請書」（以下「交付決定変更申請書」という。）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 個別事業間の補助対象経費の区分において配分された額を変更する場合

二 補助対象事業の内容を変更する場合

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

一 補助対象事業の目的達成のために、別表に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業内容の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合

三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業内容の細部変更である場合

四 個別事業間の補助対象経費の区分において配分された額について、それぞれの配分額の30%以内の変更である場合。

3 前項の軽微な変更をしたときは、様式第5による「観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に届け出なければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第8条 大臣は、前条第一項の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第6による「観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業者等の変更届出）

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業者の住所、名称又は代表者の氏名に変更があった場合は、様式第7による「観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第8による「観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）補助対象事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 大臣は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について、必要があると認められるときは、補助対象事業者に対し、速やかに様式第10による「観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）補助対象事業遂行状況報告書」を求め、調査することができる。

（実績報告）

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）したときは、その日から起算して一月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11-1による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）補助対象事業完了実績報告書」（以下「完了実績報告書」という。）に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第11-2による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）補助対象事業年度終了実績報告書」に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第15条ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項から第4項までの規定を準用する。

（交付決定の取消及び補助金の返還命令）

- 第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）概算払請求書」又は様式第14による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）支払請求書」を大臣に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときは、様式第15による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）の消費税額の額の確定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるも

のとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（取得財産等の管理等）

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第19条に規定するものについて、様式第16による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

（財産の帰属等）

第19条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

（財産の処分の制限）

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。）に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第17による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第18による「観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）補助対象事業財産処分等収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。

- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

（補助対象事業に関する書類の保存）

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（事業評価の実施）

第22条 MICE誘致・開催促進事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、第13条に規定する完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、観光庁に報告する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年度予算から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和7年度予算から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和8年度予算から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

M I C E 誘致・開催促進事業			
補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率
1) M I C E 施設の受入環境整備	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律施行規則（平成六年運輸省令第三十八号）第四条の基準を満たす会議場施設等の所有者又は運営管理者	i) 本工事費 ハイブリッド開催及び M I C E 開催時のサステナビリティへの対応力向上に必要な設備の購入・工事、主催者にとって魅力の高い開催環境の実現のための設備の強化に要する費用 ・ネットワーク環境の整備 ・サステナビリティに対応するデジタルサイネージ・LED 照明機器等の設置・改修 ・映像配信機能の強化 ・国際会議に対応した設備機能の強化 等 ii) 附帯工事費 受入環境整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用 iii) 事務費 工事等に要する設計費及び工事管理費 iv) その他 受入環境整備に係る整備に付随する費用 ただし、下記の費用は補助対象外とする。 ・通信費等の当該受入環境整備の維持・保守に関する経費 ・機能の明確な向上を伴わない故障、老朽化等に対応するための修理修繕、代替更新のみに要する費用	1 / 2
		多言語ウェブサイトや、バーチャル視察に対応するための VR 等の導入、国際 MICE 向けプロモーション環境の整備。 ただし、下記の費用は補助対象外とする。 ・通信費等の当該プロモーション環境整備の維持に関する経費 ・機能の明確な向上を伴わない改修、更新のみに要する費用	1 / 2

2) コンベンションビューロー等のMICE誘致体制強化	コンベンションビューロー、DMO、MICE所有者等	i) MICE関連人材育成プログラムの受講費用及び旅費等 ただし、上記に関係のない費用については補助対象外とする。 ii) 海外で開催されるMICE見本市、MICE商談会等の国際MICEイベントへの出展（展示物の作成等出展のために必要な準備も含む。）、これらイベントに付随する営業活動、先進的地域への視察及びその他リード開発費用、参加費用及び旅費等 ただし、上記に関係のない費用については補助対象外とする。 iii) 国際会議誘致決定の場となる、海外での現地PR活動に要する費用（参加費用及び旅費等） ただし、上記に関係のない費用については補助対象外とする。	1 / 2
------------------------------------	----------------------------------	--	--------------

* 留意事項

- (1) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (2) 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領等に定める。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度観光振興事業費補助金 (M I C E 誘致・開催促進事業)
交付申請書
(M I C E 施設の受入環境整備)

令和年度観光振興事業費補助金 (M I C E 誘致・開催促進事業) (M I C E 施設の受入環境整備) について、観光振興事業費補助金交付要綱 (M I C E 誘致・開催促進事業) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. M I C E 施設の所有者又は運営管理者 _____

2. 観光振興事業費補助金 (M I C E 誘致・開催促進事業) の着手及び完了予定日

交付決定日～令和 年 月 日

3. 補 助 金 申 請 額 _____ 円

(単位 : 円)

番号	整備名	補助対象経費	補助金申請額
1			
2			
3			
4			
5			
合計			

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度観光振興事業費補助金 (M I C E 誘致・開催促進事業)
交付申請書
(コンベンションビューロー等のM I C E 誘致体制強化)

令和 年度観光振興事業費補助金 (M I C E 誘致・開催促進事業) (コンベンションビューロー等のM I C E 誘致体制強化) について、観光振興事業費補助金交付要綱 (M I C E 誘致・開催促進事業) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. コンベンションビューロー等の名称 _____
2. 観光振興事業費補助金 (M I C E 誘致・開催促進事業) の着手及び完了予定日
交付決定日~令和 年 月 日
3. 補 助 金 申 請 額 _____ 円

(単位: 円)

番号	事業名	補助対象経費	補助金申請額
1			
2			
3			
4			
5			
合 計			

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）
の消費税額の取扱いについて

令和 年度観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）について、観光振興事業費補助金交付要綱（MICE誘致・開催促進事業）第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業の消費税額の取扱いについて申請します。

記

1. 事業者種別 ※消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけて下さい。

（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

補助対象期間	交付決定日	～	令和	年	月	日			
基準期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
消費税確定申告書期限	令和	年	月	日					

2. 補助金申請額相当額

円

3. 消費税に係る仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

4. 補助金申請額（2.－3.）

円

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）については、観光振興事業費補助金交付要綱（M I C E 誘致・開催促進事業）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	} (内訳別紙)
補助金の額	金	円	

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金交付要綱（M I C E 誘致・開催促進事業）に定めるところに従わなければならない。

令和 年度観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）
（MICE施設の受入環境整備）

補助対象事業者名

<内訳>

(単位:円)

整備名	補助対象経費	補助金額
合計		

令和 年度観光振興事業費補助金（ＭＩＣＥ誘致・開催促進事業
（コンベンションビューロー等のＭＩＣＥ誘致体制強化）

補助対象事業者名

<内訳>

(単位:円)

事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、観光振興事業費補助金交付要綱（M I C E 誘致・開催促進事業）第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E誘致・開催促進事業）
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付け第 号で決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したので、観光振興事業費補助金交付要綱（M I C E誘致・開催促進事業）第7条第3項の規定に基づき届出します。

記

1. 変更事項

2. 変更を必要とする理由

3. 変更後の補助事業に要する補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）

4. 変更した日

令和 年 月 日

様式第6（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E誘致・開催促進事業）
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を別紙のとおり変更したので、観光振興事業費補助金交付要綱（M I C E誘致・開催促進事業）第8条第1項の規定に基づき、通知します。

令和 年度観光振興事業費補助金（ＭＩＣＥ誘致・開催促進事業（変更後）
（コンベンションビューロー等のＭＩＣＥ誘致体制強化）

補助対象事業者名

(単位:円)

事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

(注：下線部が変更部分)

変更前後の補助対象事業に要する合計補助対象経費及び合計補助金額

変更前：補助対象経費 円、補助金額 円

変更後：補助対象経費 円、補助金額 円

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）
補助対象事業者等の変更届出書

標記について、観光振興事業費補助金交付要綱（MICE誘致・開催促進事業）第9条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

（注：下線部が変更部分）

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助
対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので観光振興事業費補助金交付要綱（M I C E 誘致・開
催促進事業）第10条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき、観光振興事業費補助金交付要綱（MICE誘致・開催促進事業）第11条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

1. 補助事業の中止（廃止）理由
2. 補助事業の中止（廃止）時期
3. 中止（廃止）する事業の内容
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）
補助対象事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、観光振興事業費補助金交付要綱（MICE誘致・開催促進事業）（令和 年 月 日付け観観振第 号）第 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金 (M I C E 誘致・開催促進事業)
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定 (変更) 通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、観光振興事業費補助金交付要綱 (M I C E 誘致・開催促進事業) 第 1 3 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象事業完了実績表

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）
補助対象事業完了実績表
（M I C E 施設の受入環境整備）

補助対象事業者名 _____

（単位：円）

番号	整備名	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C × 補助率)	計上額 ② (F = (C - D) × 補助率)	補助金額 (B、E、Fの いずれか少ない額)
合 計								

- （補助対象事業者の添付書類）
- （１）補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
 - （２）補助対象経費の実績額を明らかにした書類
 - （３）補助対象経費の支払いを証明する書類（添付できない場合は、後日提出すること。）
 - （４）その他参考となる書類

令和 年度観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）
補助対象事業完了実績表
（コンベンションビューロー等のMICE誘致体制強化）

補助対象事業者名 _____

（単位：円）

番号	事業名	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C × 補助率)	計上額 ② (F = (C - D) × 補助率)	補助金額 (B、E、Fの いずれか少ない額)
合 計								

（補助対象事業者の添付書類）

- （１）補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
- （２）補助対象経費の実績額を明らかにした書類
- （３）補助対象経費の支払いを証明する書類（添付できない場合は、後日提出すること。）
- （４）その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金 (MICE 誘致・開催促進事業)
補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定 (変更) 通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、観光振興事業費補助金交付要綱 (MICE 誘致・開催促進事業) 第 13 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象事業年度終了実績表

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）
補助対象事業年度終了実績表
（M I C E 施設の受入環境整備）

補助対象事業者名 _____

（単位：円）

番号	整備名	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C × 補助率)	計上額 ② (F = (C - D) × 補助率)	補助金額 (B、E、F の いずれか少ない額)
合 計								

（補助対象事業者の添付書類）
（ 1 ） 参考となる書類

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E誘致・開催促進事業）
補助対象事業年度終了実績表
（コンベンションビューロー等のM I C E誘致体制強化）

補助対象事業者名 _____

（単位：円）

番号	事業名	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C × 補助率)	計上額 ② (F = (C - D) × 補助率)	補助金額 (B、E、Fの いずれか少ない額)
合 計								

（補助対象事業者の添付書類）

（１）参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）
の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった令和 年度観光振興事業費
補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）については、観光振興事業費補助金交付要綱（M I C E 誘致・
開催促進事業）第 14 条の規定により、別表のとおり確定したので、通知します。

令和 年度観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）
確定補助金額
（MICE施設の受入環境整備）

補助対象事業者名

(単位:円)

整備名	補助対象経費	補助金額
合計		

令和 年度観光振興事業費補助金 (M I C E 誘致・開催促進事業)
確定補助金額
(コンベンションビューロー等のM I C E 誘致体制強化)

補助対象事業者名 _____

(単位:円)

事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

住所 氏名	代表者
----------	-----

記

1. 交付決定通知額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 （口座名義）	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他 :) 支店	
7. 預金種別	普通預金	当座預金
8. 口座番号		

担 当 者 (会 社 ・ 部 署 名) :
(氏 名) :
(連 絡 先) :

第 号
令和 年 月 日

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）
支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、観光振興事業費補助金交付要綱（MICE誘致・開催促進事業）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 受取人 （口座名義）	フリガナ	
	住所	（〒 — ）
	フリガナ	
	氏名	
5. 振込先金融機関及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 （その他： ） 支店	
6. 預金種別	普通預金	当座預金
7. 口座番号		

- （注）
- （1）上記4. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 - （2）上記5. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
 - （3）上記6. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
 - （4）上記7. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

担 当 者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）
の消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象経費の消費税について、観光振興事業費補助金交付要綱（M I C E 誘致・開催促進事業）第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業者種別

消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけ、補助事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

2. 補助金額（国土交通大臣が確定通知書（交付要綱第 13 条）により通知した額）

円

3. 補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

4. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額（4.－3.）

円

観光振興事業費補助金 (MICE 誘致・開催促進事業)

取 得 財 産 管 理 台 帳 (令和 年度)

取得者の氏名・ 名称	財 産 名	規 格	数 量	単 価 (単位：円)	金 額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保 管 場 所	備 考

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が観光振興事業費補助金交付要綱 (MICE 誘致・開催促進事業) 第 20 条第 1 項に規定する処分制限以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）
補助対象事業財産処分等承認申請書

観光振興事業費補助金（M I C E 誘致・開催促進事業）により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、観光振興事業費補助金交付要綱（M I C E 誘致・開催促進事業）第 20 条第 2 項の規定により申請します。

- 1. 補助対象事業の名称
- 2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供をしようとする財産等）

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

- 3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

観光振興事業費補助金（MICE誘致・開催促進事業）
補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、観光振興事業費補助金交付要綱（MICE誘致・開催促進事業）第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業者の名称
2. 補助対象事業の名称
3. 補助金の確定通知額及びその年月日
4. 補助対象経費の合計額
5. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
6. 収入金の合計額
（内訳）
7. 納付すべき金額及びその年月日
8. 納付すべき金額の算出基礎